

区の情報は何人にも公開

情報公開制度を考へるとき、公開を請求するところの個人など(請求権者の範囲)をどのように定めるかは、非常に大きな問題である。

請求権者の範囲としては、次の四つに区分することができよう。

①この制度を実施しようとする自治体(足立区)の区域内に住んでいる人、おむね情報公開制度は、区が保有している情報をできるだけ広く公開するべき原則である。しかし、区が保有している情報の中には、個人のプライバシーに関する情報や、公開することによって、区が事業を行う時に、その目的を失わせる、公正な執行ができなくなる情報もあつた。

このような情報は、情報公開制度が実施されても公開することはできません。これを区が保有するべきでない項目に区別される。

特定の個人を識別することのできる情報で、公開することによって個人の権利を侵害するおそれのある情報や、法その他の団体または事業を営む個人の当該事業に関する情報で、公開することによって、いわれるものとす。

その事務所や事業所のある法人や団体

②この自治体の区域に通勤・通学している人、その自治体に税金を納めている人を含める

③この自治体に対して何らかの利害関係のある人、法人等を含める

④特に範囲を限定しないで、公開を求める人には誰でも公開する

すでに情報公開制度を実施している自治体の例を見ると、①の範囲に限定したところ、②の範囲まで広げたり、③、④の範囲でそれぞれの自治体によって様々である。

足立区が実施する情報公開制度では、区が持つべき情報の公開を求めることのある人の範囲は、特に限定する必要はないと考えました。

それは、足立区の情報公開制度の基本的な考えとして「知る権利の保障」を掲げているためです。区内に住んでいるかどうかが、区が持つべき情報に広く公開されるべきかどうかを区が判断することによって決めます。

情報公開制度による情報の公開を求めることのある人の範囲は、特に限定する必要はないと考えました。

それは、足立区の情報公開制度の基本的な考えとして「知る権利の保障」を掲げているためです。区内に住んでいるかどうかが、区が持つべき情報に広く公開されるべきかどうかを区が判断することによって決めます。

また、議決機関である議会においても、早期に検討に入ることが望ましいこととされています。

具体的には、一般文書、帳票、図画、図面など主に紙を媒体としたもので、

また、議決機関である議会においても、早期に検討に入ることが望ましいこととされています。

具体的には、一般文書、帳票、図画、図面など主に紙を媒体としたもので、

開または職員が、職務上作成し、または受理もしくは入手したもので、

また、議決機関である議会においても、早期に検討に入ることが望ましいこととされています。

具体的には、一般文書、帳票、図画、図面など主に紙を媒体としたもので、

この制度は、行政施策がどのように形成されるかの決定に直接関係するもので、

また、議決機関である議会においても、早期に検討に入ることが望ましいこととされています。

具体的には、一般文書、帳票、図画、図面など主に紙を媒体としたもので、

この制度は、行政施策がどのように形成されるかの決定に直接関係するもので、

また、議決機関である議会においても、早期に検討に入ることが望ましいこととされています。

具体的には、一般文書、帳票、図画、図面など主に紙を媒体としたもので、

この制度は、行政施策がどのように形成されるかの決定に直接関係するもので、

また、議決機関である議会においても、早期に検討に入ることが望ましいこととされています。

具体的には、一般文書、帳票、図画、図面など主に紙を媒体としたもので、

この制度は、行政施策がどのように形成されるかの決定に直接関係するもので、

また、議決機関である議会においても、早期に検討に入ることが望ましいこととされています。

具体的には、一般文書、帳票、図画、図面など主に紙を媒体としたもので、

この制度は、行政施策がどのように形成されるかの決定に直接関係するもので、

また、議決機関である議会においても、早期に検討に入ることが望ましいこととされています。

具体的には、一般文書、帳票、図画、図面など主に紙を媒体としたもので、

情報公開を

請求できる情報

公開を

請求できる情報



区内の幼稚園で遊ぶ子どもたち

情報公開を

請求できる情報

公開を

請求できる情報

情報公開を

請求できる情報

公開を

請求できる情報

情報公開を

請求できる情報

公開を

請求できる情報

情報公開を

請求できる情報

公開を

請求できる情報

情報公開を

請求できる情報

公開を

請求できる情報

情報公開を

請求できる情報

公開を

請求できる情報

情報公開を

請求できる情報

公開を

請求できる情報

情報公開を

請求できる情報

公開を

請求できる情報

請求の方法

請求の方法

請求の方法

請求の方法

請求の方法

請求の方法

請求の方法

請求の方法

請求の方法

請求の方法

請求の方法

請求の方法

請求の方法

請求の方法

請求の方法

請求の方法

請求の方法

請求の方法

請求しても

非公開とされたとき

請求しても

非公開とされたとき

請求しても

非公開とされたとき

請求しても

非公開とされたとき

請求しても

非公開とされたとき

請求しても

非公開とされたとき

請求しても

非公開とされたとき

請求しても

非公開とされたとき

請求しても

非公開とされたとき

請求しても

非公開とされたとき

よりよい制度を

めざして

運営審議会を設置

よりよい制度を

めざして

運営審議会を設置

	福岡県春日市	神奈川県	埼玉県	神奈川県川崎市	足立区
条例名	春日市情報公開条例	神奈川県の機関の公文書の公開に関する条例	埼玉県行政情報公開条例	川崎市情報公開条例	足立区情報公開制度調査検討委員会報告
施行年月日	(S.58.4.1)	(S.58.4.1)	(S.58.6.1)	(未施行)	
目的	●基本的人権の確保 ●知る権利の行使、参政権の保障 ●公正、民主的、効率的な市政	●公正で開かれた県政 ●県民と県の信頼関係の増進	●県政の公正な執行と県民の信頼確保 ●県政参加の促進	●情報公開の理念の実現 ●公文書の閲覧等を請求することができる権利の保障	●知る権利の保障 ●開かれた区政の実現
対象情報	●市の執行機関が作成、取得した文書、図画、写真フィルム、磁気テープ等、電算システムの入力物	●実施機関の職員が分掌する事務に關し、職務上作成取得した文書、図画(マイクロフィルムを含む)	●県の機関の作成した文書で裁決の終了したもの ●県の機関が入手した文書で、受理手続等の終了したもの	●実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書および図画(磁気テープその他これに類するものから出力または採録されたものおよびマイクロフィルムを含む)で当該実施機関が管理しているもの	●区の機関または職員が、職務上作成し、または受理もしくは入手した文書、帳票、図画、図画写真および磁気テープからプリントアウトされたものその他、録音テープ、マイクロフィルム
実施機関	●市の執行機関等	●知事、議会、公営企業管理者、行政委員会(公安委員会を除く)	●知事、公営企業管理者、行政委員会(公安委員会を除く)	●市長、公営企業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会	●区のすべての執行機関
請求権者	●市内に居住、勤務、在学する個人 ●市内に事務所、事業所を置く法人その他の団体 ●市税納税者	●県内に居住、勤務、在学するもの ●県内に事務所を有する法人、その他の団体 ●県の行政に利害関係を有する者	●県内に住所を有する個人、法人、その他の団体	●何人	●特別の制限を設けず「何人」とする
請求に対する決定期間	●請求のあった日の翌日から起算して7日以内(請求情報が複雑または特定が困難の場合は、14日以内)	●請求があった日から起算して15日以内	●請求を受けた日から起算して15日以内	●請求を受理した日から起算して15日以内	●請求を受理してから14日以内